

2019年度秋冬学期(9月16日)入学 一橋大学法科大学院科目等履修生募集要項

※別途の〈注意書〉も必ず読んで、「自身の申請資格」や「申請手続等を行う必要性」があるかどうかを確認してください。

1. 申請資格

2018年度一橋大学法科大学院修了者(2019年3月に本法科大学院を修了した者)

2. 履修可能科目及び単位

2019年度秋冬学期：問題解決実践 2単位

3. 在学期間(今回、申請受付をする在学期間)

・「2019年度秋冬学期まで」又は、「2020年度春夏学期まで」

(在学期間は、2学期(春夏学期、又は秋冬学期)を単位とします。なお、修了後1年6ヶ月を超えることはできません。)

※今回は、2020年3月に「2019年度4月入学科目等履修生」の募集をします。

今回、在学期間を「2020年度春夏学期まで」として申請した場合、2020年4月入学募集時に再度申請する必要はありませんが、2020年4月以降に「2020年度春夏学期分の授業料」の請求が発生いたします。

4. 申請手続：「科目等履修生申請書」を提出してください。

(1) 申請書提出期間

2019年9月5日(木)～9月12日(木)

8:30～12:00、13:00～17:15 (※土日を除く)

(2) 申請書類

別紙「法科大学院科目等履修生申請書」、「学生証(兼図書館利用証)交付申請書」
(法科大学院資料室カウンターで配布、及びホームページに掲載します。)

※来校できない場合、ホームページから申請書ファイル(Word)をダウンロードしてください。

(3) 申請書提出先

法科大学院事務室(マーキュリータワー3階3310室)

※来校できない場合、事務室に連絡の上、郵送又は以下のメールアドレスにメール添付で提出してください(9月12日(木)必着)。メールアドレス:law-hd@dm.hit-u.ac.jp

5. 入学許可発表

2019年9月13日(金)14:00に入学許可者を掲示により発表します。

6. 申請方法について

・今回新規で申請する方(2019年度春夏学期科目等履修生の申請をしていない方)は、上記期間内に申請書2種を法科大学院事務室に提出してください。

※2019年度春夏学期科目等履修生でJKから始まる学籍番号の学生証を持っている方は、期間延長(継続)となりますので、法科大学院科目等履修生申請書のみ提出してください(学生証交付申請書は不要です)。

・2019年度春夏学期の募集時に2019年度秋冬学期までの在学を申請済みの方は、今回は手続き不要です。ただし住所変更があった方は、振込用紙の送付先変更のため、事務室までお越しください。

※詳細は、入学許可発表と同時に掲示する入学手続要項で確認してください。

7. 授業料

2学期ごと 14,800円

(秋冬学期分 14,800円 (支払い期限 原則10月末まで))

(翌年春夏学期分 14,800円 (支払い期限 原則5月中予定))

※上記納入金額は予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。

※本学経理調達課から登録された住所に振込用紙が郵送されます。

※**授業料の支払いがない場合、学則により除籍となります。**

※**近年、勘違いによる授業料滞納者が多数発生しております。申請時に半期・通年どちらで申請したかよく覚えておいて下さい。通年で申請したことを失念し、残り半期の授業料督促通知が届いた際に事務室に申請期間を確認するケースがありましたが、その場合でも残り半期分の授業料の支払い義務は生じます。**

通年で申請する方は、春夏学期・秋冬学期それぞれで授業料が発生しますので申請時に特にご注意ください。

8. その他

・科目等履修生は、法科大学院が定める条件の下で、附属図書館、院生研究室（自由席部分）及び法科大学院資料室を利用することができます。

・科目等履修生は、鉄道等の通学定期券や学割運賃は、利用できません。

・なお、科目等履修生の授業料未納による除籍についても学歴に含まれます。

就職先からの学歴照会があった場合には、除籍の事実も含めて回答する事となり、それによって何らかの問題が発生した場合でも本学では一切対応ができませんので、ご注意ください（過去にこのようなケースが発生しております。）。

2019年9月5日 法科大学院事務室

2019年度秋冬学期（9月16日）入学 一橋大学法科大学院科目等履修生

「申請資格」、「申請手続等を行う必要性」の確認のための注意書

I. 申請資格の有無について

2017年度（2018年3月）以前の修了生	申請資格は ありません 。
2018年度（2019年3月）の修了生	申請資格が あります 。（↓II以下をお読みください。）

II. 今回、申請手続等を行う必要性の有無について

A. 申請書の提出が**必要**な方（以下の①、又は、②に該当する者）

①	2019年4月入学時に在学期間を「2019年度春夏学期まで」とした方で、以降（「2019年度秋冬学期まで」、又は「2020年度春夏学期まで」）も科目等履修生として、在学を希望する場合 ※法科大学院科目等履修生申請書のみ提出
②	現在、科目等履修生でなく、新規に科目等履修生として在学を希望する場合 ※「法科大学院科目等履修生申請書」、「学生証（兼図書館利用証）交付申請書」を提出

B. 申請書の提出が**不要**な方

2019年4月入学時に在学期間を「2019年度秋冬学期まで」（2020年3月末まで）とした方で、その申請どおり、在学を希望する場合
※2020年度春夏学期の在学を希望する場合は、2020年度4月入学科目等履修生の募集時に申請してください（2020年3月に募集予定）。

III. 上記「IIのB」の、2019年4月入学時に在学期間を「2019年度秋冬学期まで」（2020年3月末まで）とした方で、**令和元年司法試験に合格した方については、在学期間を事務室で「2019年度春夏学期（2019年9月15日）」までと修正しますので、「在籍期間変更申請書」の提出は不要です。**

2019年9月5日 法科大学院事務室